

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年12月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第60号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の2」に、「第18条」を「～第18条」に、「第22条」を「～第23条」に改める。

第2条中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

第2章第4節中第16条の次に次の1条を加える。

(改良住宅に係る損害賠償金)

第16条の2 条例第26条第3項に規定する別に定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額（その額が限度額を超える場合にあっては、限度額（限度額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））とする。

第22条本文中「第21条」を「前条」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅政策課)